

第 2 部

東京都の男女平等参画施策
(平成 1 8 年度)

1 . あらゆる分野への参画の促進	101 項
(1) 働く場における男女平等参画の促進	101
均等な雇用機会の確保	101
ア．ポジティブ・アクションの推進	101
イ．雇用機会均等に関する普及啓発	101
ウ．都庁における男女平等参画	101
パート・派遣労働者の雇用環境整備	102
ア．パート・派遣労働者の雇用環境整備	102
起業家・自営業者への支援	102
ア．起業家・自営業者への支援	102
(2) 社会・地域活動への参画促進	103
ア．審議会における男女平等参画の促進	103
イ．地域・団体における男女平等参画の促進	103
(3) 家庭との両立支援	104
子育てに対する支援	104
ア．保育サービスの充実	104
イ．地域での子育て支援	104
ウ．ひとり親家庭への支援等	106
エ．育児休業等の支援及び情報提供	107
オ．行動しやすいまちづくり	107
介護・高齢者に対する支援	108
ア．介護への支援	108
イ．高齢者の自立支援	109
ウ．行動しやすいまちづくり	109
2 . 人権が尊重される社会の形成	110
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組	110
家庭内等における暴力の防止	110
ア．被害者等への支援対策	110
性暴力・ストーカー等の防止	112
ア．被害者等への支援対策	112
セクシュアル・ハラスメントの防止	113
ア．都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策	113
イ．相談・普及啓発	113
(2) 性と生殖をめぐる健康支援 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	113
ア．母子保健医療体制の整備及び相談	113
イ．各年代に応じた健康支援及び性教育	115
(3) 男女平等参画とメディア	116
ア．メディアへの対応	116
3 . 男女平等参画を推進する社会づくり	117
(1) 教育・学習	117
ア．学校での男女平等	117
イ．研修・情報提供	118
ウ．多様な学習機会の提供	119
(2) 普及広報	119
情報・交流	119
ア．情報の提供	119
イ．交流及び指導者研修	120
社会制度・慣行の見直し	120
ア．都庁内における対応	120
(3) 推進体制	120
ア．都における体制	120
イ．相談(都民等からの申出)	121
ウ．区市町村や事業者等との連携	121